

飼い主のわからない猫について

～殺処分を減らすためにご協力をお願いします～

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、保健所では所有者不明猫の引取

りを**お断りする**場合があります。

**保健所で引取りをお断りする猫を
警察署や交番に持ち込まないで！**

◆引取りをお断りする場合

- ・ 次に該当する猫は、原則引取りを行っていませんので、保護せず、しばらく様子を見てください。
- ・ 猫が敷地内に侵入するなどしてお困りの場合は、猫よけ対策（裏面参照）をお試しください。

（例）

- 首輪がついている猫、人慣れしている猫、自活（自力で食べたり移動）している猫
⇒飼い猫が外へ遊びに出かけているだけかもしれません。保護することにより、飼い主の元に戻れなくなる可能性があります。
- 倉庫等で飼い主のわからない猫が産んだ子猫
⇒無理矢理追い出すことはせず、親子が移動するまで見守りましょう。
※ 親子が異動した後は猫の寝床となるような段ボールやタオル類を撤去し、再度猫が侵入しないよう、倉庫の戸締りを確実にしましょう。
- ふん尿被害等により駆除目的で捕獲した猫
⇒駆除目的で捕獲しないでください。
- 地域猫として世話を受けている猫
⇒地域猫は地域で管理されている猫です。
管理者がいる猫はの引取りはしていません。耳先がV字等にカットされている猫は、不妊去勢済みの地域猫の可能性があります。周りの方は温かく見守ってください。



◆引取りする場合

- ケガや重度の衰弱で動けない等すみやかな保護が必要な猫
※ 状況により引取りをお断りする場合があります。

◆捨てられている猫を発見した場合

- ゴミ捨て場で段ボール箱等に入れられているなど、明らかに捨てられた猫を見つけた場合には、できるだけ触らずにまずは警察に通報してください。
※ 捨てられているかどうか判断が難しい場合は、保護せず、裏面の窓口までご相談ください。



動物の遺棄は犯罪です！

（裏面に続く）

＜相談先＞

猫を見かけた場所	行政の窓口	電話番号
宮城県内（仙台市を除く）	宮城県保健所犬猫ダイヤル	022-774-6920
仙台市	仙台市動物管理センター	022-258-1626

＜受付時間＞

- 宮城県保健所犬猫ダイヤル：毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 仙台市動物管理センター：平日午前8時30分から午後5時まで

＜その他＞

「飼い主のわからない猫について」は県ホームページで公開しています。



※ 猫よけ対策について

居住環境における猫のふん尿被害等を軽減させる手段の一例をご紹介します。

- 超音波発生器やブザー（猫が苦手な音を発生させる）を設置する。
 - ・ ホームセンターやネットショップ等で販売されています。
 - ・ 宮城県及び仙台市では、「超音波発生器」を一定期間、無料で貸し出しています。
- 忌避剤（猫が苦手な臭いを発生させる）を使用する。
- トゲつきシートを敷く。
- 地面に水を撒き、濡らしておく。
- 地面に灰などを撒く。
- 釣り糸を猫の侵入口に設置する。
- その他、猫よけ対策の詳細については、

県ホームページ「猫でお困りの方へ」も御確認ください。

